

第50回全国高等学校総合文化祭開催要綱

1 趣旨

高等学校教育の一環として、高等学校生徒に芸術文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することにより、芸術文化活動への参加意欲を喚起し、創造的な人間育成を図るとともに、芸術文化活動を通じて、全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図る。

2 主催、後援、協賛

(1) 主催

文化庁、公益社団法人全国高等学校文化連盟、秋田県、秋田県教育委員会、秋田市、秋田市教育委員会、大館市、大館市教育委員会、能代市、能代市教育委員会、潟上市、潟上市教育委員会、由利本荘市、由利本荘市教育委員会、大仙市、大仙市教育委員会、横手市、横手市教育委員会、湯沢市、湯沢市教育委員会、秋田県高等学校文化連盟

(2) 後援（予定）

全国都道府県教育長協議会、全国高等学校長協会、秋田県高等学校長協会、秋田県高等学校長協会特別支援学校部会、秋田県私立中学高等学校協会、報道機関

(3) 協賛（予定）

大会の開催趣旨に御賛同いただいた企業、大学、専門学校、各部門の全国組織団体、その他団体等

3 期間

令和8年7月26日（日）から8月1日（土）まで7日間

4 開会行事

- (1) 総合開会式 あきた芸術劇場ミルハス（秋田市）
- (2) パレード 広小路（秋田市）

5 開催部門及び開催会場

別表1のとおり

6 開催内容

別表2のとおり

第50回全国高等学校総合文化祭

参加校推薦要項

第50回全国高等学校総合文化祭の参加校については、以下により推薦してください。

1 推薦基準

推薦基準は、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟に加盟し、各部門の「参加要項」記載の参加資格を有する優秀校とします。

なお、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟に加盟していないものを推薦しようとする場合には、事前に公益社団法人全国高等学校文化連盟会長と協議してください。

2 各都道府県からの推薦数

各都道府県からの推薦数は、各部門の「参加要項」記載のとおりとします。

3 演奏・演技・作品等についての規程

(1) 規程については、各部門の「参加要項」に記載のとおりとします。

(2) 作品及び研究論文等の送付について

美術・工芸、書道、写真、放送、新聞、文芸、自然科学の作品及び事前審査用研究論文等については、次のとおり搬入（送付）してください。なお、各部門とも期間を厳守してください。

部門	搬入受付期間（予定）
美術・工芸	令和8年5月下旬、各都道府県で一括して、指定期日にお送りください。 搬入（送付）場所等は令和8年3月に公表予定の「参加要領」等でお知らせします。
書道	
写真	

部門	送付受付期間（予定）	その他
放送	令和8年5月上旬頃から中旬頃までを予定	詳細は、令和8年3月に公表予定の「参加要領」等でお知らせします。
新聞	令和8年6月中旬頃から下旬頃までの1週間程度	
文芸	令和8年5月上旬頃から中旬頃までの1週間程度	
自然科学	令和8年5月上旬頃から中旬頃までの1週間程度	

4 著作権等について

(1) 参加校、出演者、出品者等は、著作権、肖像権、プライバシー等の権利者の許諾が必要な場合は責任をもって所定の手続きを行ってください。なお、万が一権利の侵害から生じるトラブルが発生した場合、本大会実行委員は、一切の責任を負いません。

(2) 発表などにかかる著作隣接権は、全国高等学校文化連盟に帰属するものとします。

(3) 本大会実行委員会は、参加者の肖像（演奏・演技・展示・発表・競技等を行っている様子や肖像、衣装、シナリオ、対戦表、作成物等）及び著作物、展示してあるものの写真や映像の全部又は一部を、記録集等の紙媒体の作成、DVDまたはBlu-ray Disc等の映像記録媒体の作成、ウェブページ、SNS（X（旧Twitter）、Instagramなど）等への掲載、各種メディア（テレビ・新聞・雑誌・インターネットなど）及び全国高等学校総合文化祭後催県、地方公共団体等に提供し、活用することがありますので、あらかじめ御了承ください。

5 承諾書及び推薦書の作成と提出

(1) 推薦された学校は、参加部門ごとに「参加承諾書（学校用）」を作成し、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟に提出してください。提出期限は、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟からの指示に従ってください。

(2) 各都道府県高等学校（芸術）文化連盟は、「参加校推薦書」を作成し、開催県（秋田県）実行委員会事務局に提出してください。

なお、囲碁、将棋、弁論、及び小倉百人一首かるたの各部門については、参加校推薦書提出期限までに推薦校が未定であっても、参加の意思がある場合には、「参加校推薦書」に参加予定校数、参加予定人数等を記入の上、提出してください。なお、「参加承諾書（学校用）」については記載の必要はありません。

- (3) 都道府県高等学校（芸術）文化連盟から開催県（秋田県）実行委員会への書類提出について
ア 「参加校推薦書」及び「参加承諾書（学校用）」については、Excelで作成したファイルをメール添付により送付してください。

なお、「参加校推薦書」及び「参加承諾書（学校用）」のファイル（Excel形式）は、第50回全国高等学校総合文化祭大会公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(<https://akita-soubun2026.pref.akita.lg.jp/>)

提出先メールアドレス kousoubun2026@pref.akita.lg.jp

イ 提出期限

令和8年1月30日（金）

※ 提出期限は厳守してください。これ以降は、原則として受け付けません。

6 参加校の決定

- (1) 各都道府県から送付された「参加校推薦書」及び「参加承諾書（学校用）」により参加校を決定します。
- (2) 令和8年3月以降、開催県（秋田県）実行委員会事務局から各都道府県高等学校（芸術）文化連盟に「参加校決定書」を送付します。通知の際、「参加要領」及び「参加申込書」等を送付します。なお、参加校向けに大会公式ホームページ上にも同じものを公開します。
- (3) 各都道府県（芸術）文化連盟は、「参加校決定書」に基づき、開催県（秋田県）実行委員会事務局に参加申込みをしてください。

※ 囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるたの各部門において、推薦校未定の状態で「参加校推薦書」を提出した都道府県については、「参加申込書」を受理した段階で参加校の決定とみなします。

- (4) 「参加申込書」の提出期限

① 囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた	令和8年6月1日（月）
② ①以外の部門	令和8年5月11日（月）

※ ただし、参加校等から開催県（秋田県）各部門事務局に直接提出する文書の提出期限については、令和8年3月に公表予定の「第50回全国高等学校総合文化祭参加要領」等でお知らせします。

7 協賛部門への参加について

第50回全国高等学校総合文化祭においては、「茶華道」、「情報」、「特別支援学校」の3部門を開催します。「茶華道」、「情報」については秋田県外からの生徒の参加を想定しておりません。「特別支援学校」の作品展示に関しては、「全国特別支援学校総合文化祭」の入賞作品の一部、石川県（次年度開催）の招待作品を合わせて展示する予定です。

8 参加負担金について

第50回全国高等学校総合文化祭の参加負担金については、以下のとおりとします。

- (1) 全国高等学校総合文化祭開催基準規程に定められる19部門
規程に基づき、参加負担金を徴収します。
- (2) 第50回全国高等学校総合文化祭において設定する協賛部門
参加負担金は徴収しません。

9 優秀校東京公演について

本大会の演劇、日本音楽、郷土芸能部門において、特に優秀であるとの推薦を受けた、演劇1、日本音楽1、郷土芸能2（伝承芸能1・和太鼓1）の4団体は、令和8年8月22日（土）に新国立劇場において開催予定の第37回全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演に出演します。

10 その他

参加校の推薦にあたって、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟は、「全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条」に基づく確認をお願いします。

特に、中学生の参加については、規定により公益社団法人全国高等学校文化連盟会長との協議が必要です。

※ やむを得ず推薦校の生徒に中学生が含まれる場合は、事前に公益社団法人全国高等学校文化連盟事務局にご相談ください。

第10条 高総文祭参加資格

参加者は都道府県高等学校（芸術）文化連盟に加盟し、都道府県高等学校（芸術）文化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒で、当該部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとする。

ただし、上記によらない生徒の参加については、本連盟会長と開催地実行委員会会長が協議し決定する。

7 国際交流事業

文化庁所管の全国高等学校総合文化祭国際交流事業により、海外の数か国から高校生等を招へいし、秋田県の高校生との文化交流を通じて相互理解を促進し、総合開会式等へ参加する。

8 実施組織

行政機関、教育機関及び関係団体によって構成された実行委員会のもとで本事業を行うものとし、この事務局を秋田県教育庁内に置く。

9 経費

第50回全国高等学校総合文化祭にかかる費用は、秋田県予算、文化庁及び公益社団法人全国高等学校文化連盟の負担金等をもって充てる。

附則

- 1 この要綱は、実行委員会設立の日から施行する。
- 2 第50回全国高等学校総合文化祭秋田大会開催準備委員会が決定した事項は、実行委員会が継承する。

【別表 1】開催部門及び開催会場

開会行事・開催部門		開催会場		令和 8 年						
				7 月						8 月
		名 称	所在地	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	31 金	1 土
開会 行事	総合開会式	あきた芸術劇場ミルハス	秋田市	○						
	パレード	広小路	秋田市	○						
規 定 部 門	1	演劇	ほくしか鹿鳴ホール					○	○	○
	2	合唱	大仙市大曲市民会館							○
	3	吹奏楽	あきた芸術劇場ミルハス						○	○
	4	器楽・管弦楽	あきた芸術劇場ミルハス			○	○			
	5	日本音楽	由利本荘市文化交流館 カダーレ					○	○	
	6	吟詠剣詩舞	湯沢文化会館							○
	7	郷土芸能	湯沢文化会館			○	○	○		
	8	マチゾク・バンド・パト・パト・パト	県立武道館			○				
	9	美術・工芸	県立近代美術館 横手体育館		○	○	○	○	○	
	10	書道	CNAアリーナ★あきた	○	○	○	○	○		
	11	写真	県立美術館 にぎわい交流館AU アトリオン	○	○	○	○	○		
	12	放送	大仙市大曲市民会館				○	○		
	13	囲碁	由利本荘総合防災公園 ナイスアリーナ			○	○			
	14	将棋	由利本荘総合防災公園 ナイスアリーナ						○	○
	15	弁論	能代市文化会館				○	○	○	
	16	小倉百人一首かるた	タクミアアリーナ			○	○	○		
	17	新聞	潟上市市民センターかたりあん 潟上市市民センター天王館			○	○	○		
	18	文芸	アトリオン			○	○	○	○	○
	19	自然科学	県生涯学習センター 県児童会館 秋田県JAビル さきがけホール				○	○	○	
協 賛 部 門 ※	20	茶華道	秋田市文化創造館			○	○			
	21	情報	秋田市文化創造館			○	○			
	22	特別支援学校	秋田市文化創造館						○	○

※秋田県独自に開催する部門

【別表２】開催内容

開会行事・開催部門			主な内容
開会 行事	総合開会式		式典、交流（国際交流、次年度開催地との交流）及び開催地発表
	パレード		マーチングバンド・バトントワリング部門の参加者を含む全国の高校生によるパレード
規定 部門	1	演劇	各ブロック代表校による演劇上演、講習及び研究協議、生徒交流会
	2	合唱	各都道府県高等学校文化（芸術）連盟から推薦された優秀校による演奏及び演技発表、生徒交流会
	3	吹奏楽	
	4	器楽・管弦楽	
	5	日本音楽	
	6	吟詠剣詩舞	
	7	郷土芸能	
	8	マーチングバンド・バトントワリング	
	9	美術・工芸	各都道府県高等学校文化（芸術）連盟から推薦された優秀作品の展示、講評会等、生徒交流会
	10	書道	
	11	写真	
	12	放送	各都道府県高等学校文化（芸術）連盟から推薦された生徒・優秀校による発表及び優秀作品の映写、生徒交流会
	13	囲碁	各都道府県高等学校文化（芸術）連盟から推薦された生徒による競技、生徒交流会
	14	将棋	
	15	弁論	各都道府県高等学校文化（芸術）連盟から推薦された生徒による発表、生徒交流会
	16	小倉百人一首かるた	各都道府県高等学校文化（芸術）連盟から推薦された生徒による競技、生徒交流会
	17	新聞	各都道府県高等学校文化（芸術）連盟から推薦された優秀作品の展示、講演会、生徒交流会
	18	文芸	
	19	自然科学	各都道府県高等学校文化（芸術）連盟から推薦された研究発表及びポスター発表、巡検研修、講演会、生徒交流会
協賛 部門 ※	20	茶華道	県内の高等学校の茶道部、華道部等で活動している生徒による呈茶、生け花の展示等
	21	情報	県内の高等学校のコンピュータ部やe-スポーツ部など、情報系の部活動等で活動する生徒による特色ある取組の発表等
	22	特別支援学校	県内の特別支援学校高等部在籍生徒を中心とした発表、作品展示等

※秋田県独自に開催する部門